

## 水質の環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として定められており、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）の二つがあります。

このうち、健康項目については、全ての公共用水域について一律に定められており、直ちに達成し維持するよう努めるものとされています。この健康項目は、これまでのカドミウム、全シアン等23項目に加え、平成11年2月22日付け環境庁告示第14号により、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等3項目が追加され、現在26項目が設定されています。

生活環境項目については、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的等に応じてそれぞれ水域類型の指定が行われ、各水域ごとに達成期間を示して、その達成、維持を図るものとされています。

### 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg / l 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg / l 以下
六価クロム	0.05mg / l 以下
砒素	0.01mg / l 以下
総水銀	0.0005mg / l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg / l 以下
四塩化炭素	0.002mg / l 以下
1, 2 - ジクロロエタン	0.004mg / l 以下
1, 1 - ジクロロエチレン	0.02mg / l 以下
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.04mg / l 以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1mg / l 以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006mg / l 以下
トリクロロエチレン	0.03mg / l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg / l 以下
1, 3 - ジクロロプロペン	0.002mg / l 以下
チウラム	0.006mg / l 以下
シマジン	0.003mg / l 以下
チオベンカルブ	0.02mg / l 以下
ベンゼン	0.01mg / l 以下
セレン	0.01mg / l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / l 以下
ふっ素	0.8mg / l 以下
ほう素	1mg / l 以下
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</li> <li>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</li> <li>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</li> <li>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</li> </ol>	

生活環境の保全に関する環境基準

河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml以下	環境大臣又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水道3級 水産2級及びC以 下の欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	-	
D	工業用水2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	-	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の 浮遊が認められ ないこと	2mg/l 以上	-	
備考							
1 基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）							
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする（湖沼もこれに準ずる。）							

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- "    2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- "    3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- "    2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- "    3級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用

- 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- "    2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- "    3級：特殊の浄水操作を行うもの

- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度